

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 5 月 25 日現在

機関番号：33918

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25380792

研究課題名(和文) 精神障害者の生活支援における障害年金と就労との関係性

研究課題名(英文) Relationship between disability pension and employment in life support of people with a mental handicapped

研究代表者

青木 聖久 (AOKI, Kiyohisa)

日本福祉大学・福祉経営学部(通信教育)・教授

研究者番号：10388788

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、以下の4点の研究成果が明らかになった。1.障害年金の認定基準は基本的に就労ではなく、日常生活である。2.精神障害者の就労は、一般就労、福祉的就労、ピアサポート等の活動、の3つに分類される。3.障害年金を受給していることは、将来の就職の制限につながるとはいえない。4.障害年金を受給することは、就労意欲の減退にならない。むしろ、現実に向き合った暮らしの構築に寄与できるといえる。

以上のことをふまえ、本研究では、精神障害者は障害年金を得ることによって生きづらさを補うと共に、就労によって自己有用感につながる、と論じた。ゆえに、障害年金と就労は相補関係にあるということを提言した。

研究成果の概要(英文)：In this research, the following four research results have been clarified. 1. The criterion for accreditation of disability pension funds is basically not employment but daily life. 2. Employment of people with a mental handicapped is classified into three categories: general work, welfare work, peer support etc. 3. Receiving a disability pension will not lead to restrictions on future employment. 4. Receiving a disability pension will not result in a decline in work motivation. Rather, it can be said that it can contribute to the construction of a living facing reality.

Based on the above, this study argued that people with a mental handicapped compensate for their lack of living by obtaining disability pensions and lead to self-utility through employment. Therefore, I suggested that disability pension and employment are complementary.

研究分野：精神保健福祉学

キーワード：精神障害者 障害年金 就労 生活支援

1. 研究開始当初の背景

(1)精神障害者の生活実態

精神障害者は、疾患と障害を併せ持っている。そのことが、二次的に、経済的困窮につながりやすい。それは、精神障害者の障害特性としての対人関係の苦手さやコミュニケーション障害が、就労制限につながりやすいからである。東京都が5年に1回実施している調査によると、都内に居住する529名の精神障害者が2007年中に得た生活保護費を除く収入では、「50万円～100万円未満」が29.5%と最も多く、次いで「収入なし」が19.5%、「50万円未満」が15.3%と続く¹⁾。実に、約65%の精神障害者の収入が、年間100万円未満という厳しい状況になっているのである。

<引用文献>

- 1) 東京都(2014:198頁) 障害者の生活実態 平成25年度東京都福祉保健基礎調査報告書

(2)精神障害者と障害年金との関係

前述のようなことから、精神障害者は所得保障の必要性が高まる。その所得保障において、実際に活用されている代表的なものが、生活保護と障害年金だといえる。ただし、生活保護は、障害に対して支給される制度ではなく、結果の貧困の実態に対して支給されるものである。そのような中、障害年金は、保険料納付要件等があるものの、障害に対して給付される制度であり、まさに所得保障の中心に位置づく制度であるといえる。

ところが、精神障害者が障害年金を受給するにあたっては、就労との関係においていくつかの課題がある。それは、精神障害者や家族の中には、障害年金を受給すると、将来の就職に影響があるのではないかと考え、請求を躊躇する者が少なからずいる、ということである。また、医師や精神保健福祉士(以下、PSW)等の専門職の中には、障害年金の受給によって精神障害者の就労意欲が減退するのではないかと考えている者も少なくない。一方で、精神障害者が一旦障害年金を受給したとしても、数年後の障害状態確認届による更新診査により、たとえ短時間の就労であるにせよ、就労をしているという事実のみが取り上げられ、障害年金が支給停止になる実態が散見されている。

2. 研究の目的

精神障害者が地域で暮らすにあたっては、経済的基盤、居場所、地域生活支援体制が必要だといえる。そのなかでも、経済的基盤は、最も現実的課題である。経済的課題に対して、精神障害者の生きづらさを補うものが所得保障であり、なかでも、中心に位置づくのが

障害年金だといえる。

障害年金はそのように大切なものであることから、就労との関係において、影響があってはいけない。では、就労とは一体何を指すのか。現在、その概念についても確かなものにはなっていないといえる。

以上のことをふまえ、本研究で明らかにするのは以下の4点である。

(1)障害年金のあるべき障害認定基準

2011年9月より、障害年金の診断書は、新たな様式に変更になった。そこには、就労による収入欄や勤務日数欄が設けられている。就労の有無が、障害年金の新規請求や更新診査において、いかなる関係性があるかについて明らかにする。

(2)精神障害者の暮らしにおける就労の範囲と意義

就労には、アンペイドワークやボランティアワーク等というように、一般就労以外のものも見られる。そのことから、就労の概念整理をする。

(3)障害年金の受給による就労への影響

とりわけ、精神障害者が障害年金を受給することによる、一般企業への就職の影響を明らかにする。

(4)障害年金受給と就労意欲との関係

精神障害者が障害年金を受給することによる、就労に対する考え方、就労への意欲、就労の仕方等との関係を探る。障害年金と就労との関係性において、精神的・実際的にいかなる変化があるかを明らかにする、というものである。

3. 研究の方法

前述の研究の目的をふまえ、具体的に取組んだ研究の方法について、4. 研究成果と連動して論ずることとする。

(1)就労が障害状態確認届による障害年金の更新診査に及ぼす影響

本研究では、まず、厚生労働省からの通知や、事務処理要領等を通じて、更新診査がいかなるプロセスを経ているかについて調べた。また、更新診査の支給停止の実態に対する危機意識から、長野県における医師やPSW等が組織的に取組んだ調査に着眼した。そして、これらの調査に中心的に取り組んだ者へのヒアリングを行った。加えて、兵庫県で取組まれた、障害年金が支給停止になった者に対する、精神保健福祉士と社会保険労務士との協働的な取り組みを考察し、実態及び今後の方

向性を探った。

(2)障害年金の認定診査の現状と課題

障害年金の新規請求及び更新診査において、通知等から、論点を抽出した。そこで、その論点を基にして、障害年金を専門とする代表的な社会保険労務士3名に、事前に11の質問項目を送った。それについて回答を得た上で、研究代表者と研究協力者から成る研究会議に、回答をした個々の社会保険労務士に来てもらい意見交換をした。そして、それらを研究チームで再度考察し、認定診査の現状と課題をまとめた。

他方、「精神の障害」の障害認定については、新規請求において、都道府県間の地域間格差が問題となり、厚生労働省は、2016年に「精神の障害に係る等級判定ガイドライン」(以下、ガイドライン)を作った。そこで、ガイドラインに至る経過や、その背景等について議事録や通知等から解読した。

(3)精神障害者と家族が捉える「障害年金と就労」との関係

家族会主催の研修会等において、精神障害者の障害年金の受給状況の実態や、障害年金や就労に対するとらえ方についてアンケート調査を実施した。とりわけ、障害年金や就労が暮らしにいかに関与しているかについて、精神障害者、家族共に、それぞれの立場からの意見を問うた。

(4)精神障害者の障害年金受給と将来の就職との関係

社会保険労務士は、精神障害者の多くが将来の就職先として想定される中小企業等の顧問を担っている。また、障害年金についても理解がある。そこで、社会保険労務士が、障害年金と企業の事業主等の考えの両方を一定程度知っているという前提のもと、精神障害者が障害年金を受給することが将来の就職にどのように影響があるかについて明らかにした。

その際、まず第1段階として、代表的な社会保険労務士3名と協議し、アンケート項目を決めた。

次に第2段階として、41名の社会保険労務士からアンケートを実施した。

最後に第3段階として、第2段階のアンケートに答えなかった別の12名の社会保険労務士から、第2段階の結果に対して、個々の見解を述べてもらい、考察を加えた。

(5)精神保健福祉士の「障害年金と就労」に対する認識からの考察

経験年数が概ね15年以上の精神保健福祉士を対象にして、就労意欲促進要因としての障害年金と、就労意欲阻害要因としての障害

年金について、研究チームでインタビューを実施した。

また、調査にあたっては、研究チームで、事前にインタビューガイドを作成した。また、インタビューを終えた後も、研究会議で、考察を加えると共に、調査対象者にもその内容を確認した。

(6)精神障害者にとっての就労の範囲と意義

先行研究や、専門家へのヒアリング等を通して、就労の範囲及び意義について調べた。その上で、精神障害者が生きづらさを持っていることと、働くこととの関係について考察をした。

4. 研究成果

(1)就労が障害状態確認届による障害年金の更新診査に及ぼす影響

2011年に、厚生労働省は「障害年金の認定(知的障害等)に関する専門家検討会」を設置している。その中の議事録からも、就労は、日常生活を測る一つのはかり、にすぎないことが述べられている。とはいえ、障害認定診査医員(以下、認定医)による、認定診査システムでは、就労をどのような基準で判断しているかの明確な基準は無いことがわかった。

次に、長野県の調査から、就労していることが障害年金の支給停止に一定程度、影響していることも推察された。ただし、本調査では、件数が少ないことと、就労継続しているものの障害年金が継続支給されている者について追跡調査がなされていない。とはいえ、これらの取組みは、世論の喚起につながり、少なからず外圧になったことと、関係機関のネットワーク化につながったことに意義が認められる。

兵庫県の調査からは、障害年金の支給停止の背景には、診断書における就労以外の欄を含めて、日常生活の困難さをいかに可視化できるかが論点になっていることが示唆された。そのことから、認定医による認定診査システムでは、在宅支援、福祉サービスの利用等も加味している可能性が高いといえよう。

(2)障害年金の認定診査の現状と課題

障害年金を専門とする社会保険労務士からの調査を通して、以下のことがわかった。障害年金の診査では、診断書における「日常生活能力の判定」、「日常生活の程度」の部分が重視されていることは、これまでの通知からもわかる。ただし、単にこの部分が一定の基準に達していたとしても、他の項目とのつながりが認められなければ、結果的に日常生活の困難さ等を伝え

ることができない、というものである。また、補足資料という位置づけにある「病歴・就労状況等申立書」等も、日常生活の実態を明らかにする上では、重要な位置付けにあるといえる。

ただし、障害年金の認定についての通知には、精神科病院での入院生活をモデルとした一般的事項というものがあり、そこが例示として示されている。また、肢体障害では、機能レベルで認定診査が行われている実態がある。これらの実態をふまえ、論点を見定めて取り組むことと、一方で、古い認定診査の考え方を改編するという双方向の取り組みこそが、最も重要であるといえる。

また、ガイドラインでは、明確に、就労ではなく、日常生活状態で認定がなされるべきことが明文化された。ただし、就労をしている場合、どのようなフォーマル及びインフォーマルな支援体制によって就労が実現しているか等をいかに可視化できるかが、より問われることになったといえる。また、ガイドラインを作成するにあたっての検討会において、従前のものに比し、診断書の内容が変わらない場合は支給停止としない旨が文章として示された。このことについては、今後いかに個々の認定医が周知し、徹底されているかを追っていく必要がある。

(3)精神障害者と家族が捉える「障害年金と就労」との関係

調査を通して、以下の4点のことが浮かび上がった。

精神障害者や家族が、現状に向き合えるような支援を専門職等がいかにするか、ということである。精神障害者や家族は、障害年金が支給停止になると暮らしに大きな打撃を受けることに危機感をもちながらも、その場合、誰にどのような相談をしてよいかについては、十分にイメージできていない状況がわかった。また、日常的に支援者につながっていない者は、障害年金が継続的に受給しづらい可能性も示唆された。

障害年金と就労を二分法で押し測れない精神障害者の暮らしの実態、である。アンケート結果から、多くの者が、両方の必要性を述べた。障害年金は生きることと安心感において必要となる。一方で、就労は生命レベルの生きるに加えて、生きがいという側面からも重要であり、どちらかを選ぶというものではないことが明らかになった。

精神障害者や家族は、いろんな不安要素がありながらも、現実的にベターな生き方をせざるを得ない、ということである。で挙げたように、障害年金と就労の両方が大切なことがわかっていながらも、現実的な支給停止への不安から、就労を断念するというような実態が少なからずある。この現状に対して、

専門職等がいかに対峙するかが支援者の専門性の真価だといえよう。

社会へ向けた取り組みの必要性である。精神障害者や家族は、現状の中で今を生きなければいけない。その際、社会制度等の改変に働きかけることに取り組むことは、専門職の重要な役割となる。社会制度としての障害年金を、いかに精神障害者の生活実態に適合させるかは、大きな課題だといえる。

(4)精神障害者の障害年金受給と将来の就労との関係

障害年金と働くこととの関係については、2点の考察を導くことができた。

事業所から見た障害年金と労働である。事業所は基本的に従業員の障害年金受給の有無がわからない。そのことよりも、事業所が見ているのは、障害年金受給の有無ではなく、従業員の労働の中身ではあるまいか。加えて、示唆的な意見として、事業所にとって、精神障害者を雇用することは、持続的な経営を考えると有益だ、ということであった。もはや、精神障害は一部の人の問題でないことから、顧客及びその家族の中でも、当然に精神障害者が数多くいる。その精神障害者に対して大切に対応することこそが、体力のある会社作りにならないということであった。

精神障害者や家族の側から見た障害年金と労働の関係である。精神障害者にとって、就職をするという点で見ると、あるいは、労働継続という曲線で見ると、によって対応が異なる。実際、精神障害者の雇用状況は、新規の就職者が多い一方で、労働継続をしている者の割合が極端に低い。したがって、精神障害者や家族は、「障害年金受給のことを知られるか否か」もさることながら、障害年金を受給しながらも、障害と付き合いながらの働き方を模索することが重要ではないか、ということであった。一方で、精神障害者や家族は、障害の有無よりも、働いていることの有無がスティグマの鍵を握っているのではないかと、いう考え方も示された。また、家族が精神障害者に対して願っているのは、働くことをはじめ、社会とつながり、生きがいをもって暮らしている姿ではないか、ということが示唆された。

以上のことを含めて考えれば、障害年金や働くことは、手段であり、ゴールではないといえよう。

(5)精神保健福祉士の「障害年金と就労」に対する認識からの考察

調査の結果、精神保健福祉士の支援場面においては、障害年金の活用に2つのタイ

プがあることがわかった。

年金権利型

障害年金の受給等の支援に関わる際において、受給要件等の諸条件さえ満たせば、受給するのが当然と考えるタイプで、筆者たちは「年金権利型」と名付けた。

ジャッジ型

障害年金の受給のタイミング等に支援者の判断を介在させるタイプで、筆者たちは「ジャッジ型」と名付けた。

ただし、精神保健福祉士の障害年金の関わりは、年金権利型とジャッジ型と明らかに分かれるというものではない。精神保健福祉士は状況によって、両者のジレンマの中で、支援を展開していることがわかった。

また、本研究では、調査対象者である精神保健福祉士の多くが、障害年金について、就労意欲を阻害する要因としてではなく、就労意欲を促進する要因として捉えていることが明らかになった。また、障害年金を就労意欲の阻害要因とする場合には、障害年金の持つ所得保障機能ではなく、現状の不透明な障害年金制度の実態が就労意欲を阻害していると捉えていることも分かった。さらに、障害年金の活用の際には、年金権利型とジャッジ型の2タイプがあり、精神保健福祉士はこの2タイプの間で揺れながら支援を行っており、それが、適切な支援を検討するための装置として機能している可能性を示すことができた。

(6)精神障害者にとっての就労の範囲と意義

精神障害者が、生きづらさを持ちながらも就労する範囲については、以下の3つの種類について整理をした。それは、1.一般就労、2.福祉的就労、3.ピアサポートを含めた意味での活動である。

また、働くことの範囲については、仕事(work)労働(labor)苦役(toil)職(job)の4つに分けられる。とりわけ、仕事の範囲は広く、行為や作品も意味する広い概念であるといえる。そのようなことからすれば、精神障害者が体験から織り成す活動等も就労の範囲として捉えることができよう。

これらのことをふまえ、精神障害者が生きづらさを持ちつつも、働くことの意味と意義は、以下の3点に収斂されよう。

その人が提供しうる最高の成果物としての働き方

精神障害者は闘病の体験等をプラスに捉えた上で、働き方を模索すれば、普及啓発につながる講演活動はもとより、新たな働き方が創造できる。働くは、働き方の形態等を変えることにより、得られる結果は異なるといえる。

働くことを通して得られる多面的価値

働くことは、人が生きるうえで、多様な発

見をはじめ、豊かな暮らしにつながるものが少なくない。そうであるとすれば、働くことを通して、多面的価値が実感できることは大きい。ただし、精神障害者は生きづらさを抱えている。そのことから、それに対する配慮を心がけることのみ着眼するのは危険なことでもある。つまり、働くことによる失敗を恐れ、働くことに挑戦しないことは、豊かな暮らしを放棄することにもなりかねないのである。

自己肯定感から一歩踏み込んだ自己有用感

精神障害者が、働くことを通して、他者と交流し、自分が他者に、さらに、社会に役立っていることが実感できれば、生きがいにもつながるといえる。精神障害者が自己有用感を得るには、働く以外の方法もあるが、働くことはそのことに辿りつく近道であるといえよう。

*なお、(6)の就労の範囲と意義は、現在論文投稿中であり、公刊できていないことを断っておきたい。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計8件)

小島寛・風間朋子・青木聖久・荒川豊・河野康政、「年金権利型」と「ジャッジ型」でジレンマを抱える精神保健福祉士

障害年金と就労との関係性を通して、精神保健福祉(日本精神保健福祉士協会・日本精神保健福祉士学会誌) 査読有、第48巻第2号、2017、122-129

青木聖久、日本の障害年金の最近の動向と課題 「精神の障害」の認定診査に焦点をあてて、年金と経済、査読有、第35巻第4号、2017、10-16

青木聖久、ガイドラインに年金相談員としてどのように対応すべきか 精神・知的・発達障害者に対する障害年金受給のあり方として、年金相談(社会保険労務士・年金相談員のための実務専門誌) 査読有、第9号、2016、6-15

青木聖久、精神障害者の障害年金受給と将来の就職との関係 障害年金に関わりをもつ社会保険労務士からの調査を通して、日本福祉大学社会福祉論集、査読無、第135号、2016、23-34

青木聖久、「精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域差に関する専門家検討会」に至る背景と今後、精神保健福祉(日本精神保健福祉士協会・日本精神保健福祉士学会誌) 査読無、第47巻第2号、2016、127-130

青木聖久、障害年金における受給継続と就労との関係 精神障害を有する本人と家族からのアンケート調査を通して、日本福祉大学社会福祉論集、査読無、

第 133 号、2015、47-73

青木聖久・荒川豊・河野康政・小島寛、精神障害の障害年金における認定審査の現状と課題 障害年金に精通した3名の社会保険労務士の語りを通して、日本福祉大学社会福祉論集、査読無、第 132 号、2015、11-30

青木聖久・小島寛・荒川豊・河野康政、精神障害者の就労が障害状態確認届の審査に及ぼす影響 実態と支援者が取り組むべき方途、日本福祉大学社会福祉論集、査読無、第 130 号、2014、89-116

〔学会発表〕(計 6 件)

青木聖久、「精神の障害」の障害基礎年金の認定における就労評価についての研究、第 5 回日本精神保健福祉学会、2016.6.24、沖縄大学(沖縄県那覇市)

小島寛・青木聖久・風間朋子・荒川豊・河野康政、障害年金受給とその後の生活支援のあり方について 15 人の精神保健福祉士へのインタビュー調査を通して、第 14 回日本精神保健福祉士学会、2015.6.27、ビッグパレットふくしま(福島県郡山市)

青木聖久、精神障害者の障害年金受給と将来の就職との関係、第 3 回日本精神保健福祉学会、2014.6.27、愛知淑徳大学(愛知県名古屋)

青木聖久・小島寛・荒川豊・河野康政、精神障害の障害年金における認定審査の現状と課題 障害年金に精通した3名の社会保険労務士の語りを中心に、第 13 回日本精神保健福祉士学会、2014.6.21、大宮ソニックシティ(埼玉県さいたま市)

荒川豊・青木聖久・小島寛・河野康政、医療機関に所属する精神保健福祉士の役割と権利保障 「社会制度確認シート」の取り組みを中心に、第 13 回日本精神保健福祉士学会、2014.6.21、大宮ソニックシティ(埼玉県さいたま市)

河野康政・青木聖久・小島寛・荒川豊・阪田憲二郎、障害年金を専門に扱う社会保険労務士と精神保健福祉士との連携と協働 社会保険労務士の活用と可能性に焦点化して、第 12 回日本精神保健福祉士学会、2013.6.15、金沢エクセルホテル東急(石川県金沢市)

〔図書〕(計 1 件)

青木聖久、法律文化社、「障害年金給付のあり方と精神障害者の生きづらさ 近年における障害年金の不支給や支給停止への対峙として」大友信勝監修『社会福祉研究のこころざし』、2017、97-112(全 295 頁)

青木 聖久(AOKI,Kiyohisa)

日本福祉大学・福祉経営学部(通信教育)・教授

研究者番号：10388788

(2)研究協力者

荒川 豊(ARAKAWA,Yutaka)

風間 朋子(KAZAMA,Tomoko)

河野 康政(KOUNO,Yasumasa)

小島 寛(KOZIMA,Hiroshi)

6. 研究組織

(1)研究代表者